

昭和四年四月十五日第三種郵便物認印

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日を除く)

◇告示 休獵区の設定 次

告示

鳥取県告示第五百九十四号

鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休獵区を設定したから、鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十四条の規定により告示する。

昭和四十三年八月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

名称

区

域

設定期間及び
存続面積

休獵区生

岩美郡岩美町蕪島部落地内の国道九号の蒲生峠を基点とし、同所から同所から国道九号を北西方に進み、岩美郡長谷部落地内の長谷橋に至り、同所から町道長谷線を東方に進み、通称本谷に至り、同谷を北東方に進み、兵庫県境に至り、同県境を東南方に進み、

一、四七四
ヘクタール

休獵区高城山	休獵区河本	休獵区倉	休獵区安藏	基点に至る線に囲まれた一円の地域
倉吉市三江部落地内の番田橋を基点とし、同所から県道森岡田線を南西方に進み、下伴谷部落に至り、同町道を西方に進み、下伴谷線を北西方に進み、般若部落に至り、般若線を北東方に進み、同部落から林道般若線を北東方に進み、岡部落に至り、同部落から県道大立上福田線を北東方に進み、	八頭郡佐治村大字高山、福園、畑、春谷、河本部落の全域	八頭郡若桜町若桜、三倉、高野部落の全域	八頭郡若桜町若桜、三倉、高野部落の全域	鳥取市小原部落地内の小原橋を基点とし、同所から県道安蔵徳尾線を西方に進み、鳥取市河内部落を経由して鳥取市安蔵部落に至り、同部落から気高郡鹿野町河内部落に通ずる山道を西方に進み、鳥取市と鹿野町の境界に至り、同境界を南方に進み、鳥取市と八頭郡の境界に至り、同境界を東方に進み、鳥取市岩坪部落から八頭郡北村部落に通ずる山道に至り、同山道を北西方に進み、鳥取市岩坪部落に至り、同部落から県道郡家鹿野線を北方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域
昭和四十三年八月二十二日まで 一、五七六 ヘクタール	昭和四十三年八月二十二日まで 一、二〇八 ヘクタール	昭和四十三年八月二十二日まで 一、一八八 ヘクタール	昭和四十三年八月二十二日まで 一、一八八 ヘクタール	昭和四十三年八月二十二日まで 一、一八八 ヘクタール
昭和四十三年八月二十二日まで 一、一八八 ヘクタール	昭和四十三年八月二十二日まで 一、一八八 ヘクタール	昭和四十三年八月二十二日まで 一、一八八 ヘクタール	昭和四十三年八月二十二日まで 一、一八八 ヘクタール	昭和四十三年八月二十二日まで 一、一八八 ヘクタール

休 獵 区 庫	中 休 獵 区 祖	休 越 獵 区 敷 山	休 竹 獵 区 田 奥
日野郡江府町江尾地内の仏谷林道の起点を基点として、同林道を東方に進み、町道江尾俣野線に至り、同町道を東南方に進み、ムナムク林道に至り、同林道を南方に進み、ムナムク農道に至り、同農道を東南方向に進み、江尾渡瀬橋に至り、同橋より県道上篠山俣野江府線を西方に進み、国道百八十号に至り、同国道を北方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	西伯郡岸本町大寺部落地の大寺橋を基点として、同基点から日野川左岸を上流に向つて進み、西伯郡と日野郡との境界に至り、同境界を南方に進み、県道溝口天万米子線に至り、同県道を西北方に進み、朝金部落を経由して県道福頬市山伯耆大山停車場線に至り、同県道を北方に進み、岩屋谷部落に至り、同部落から県道岩屋谷米子線を東方に進み、国道百八十号に至り、同国道を東南方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和四十三年八月二十三日から昭和四十六年八月二十日まで 一、四八四、ヘクタール	昭和四十三年八月二十二日まで 一、一〇六ヘクタール
昭和四十三年八月二十日まで 四六八ヘクタール	昭和四十三年八月二十日まで 四三四ヘクタール	昭和四十三年八月二十日まで 二十六年八月二十日まで 一、四八四、ヘクタール	昭和四十三年八月二十日まで 二十六年八月二十日まで 二十二日まで 一、一〇六ヘクタール

日野郡日南町花口部落地内の県道上石見黒坂停車場線と林道栗尾線との交差点を基点とし、同基点から 林道栗尾線を北東方に進み、同林道の終点に至り、 同所から岡山県新見市花見に至る花見越山道を北東 方に進み、鳥取県と岡山県との県境に至り、同県境 を北方に進み、日南町と日野町との境界に至り、同 境界を西方に進み、県道上石見黒坂停車場線に至り、 同県道を南方に進み、基点に至る線に囲まれた一円	昭和四十三年八月 二十日から 昭和四十六年八月 二十二日まで
日野郡日南町菅沢部落地内の県道米子石見新見線と 町道中津合線の交差点を基点とし、同基点から町道 中津合線を西方に進み、県道本山伯大線に至り、同 県道を西方に進み、町道生山印賀線に至り、同町道 を南方に進み、日南町と日野町との境界に至り、同 境界を東方に進み、日野郡と西伯郡との境界に至り、 同境界を西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円	昭和四十三年八月 二十三日から 昭和四十四年八月 二十四日まで
二、一〇二 ヘクタール	三四二ヘクタール